

令和2年1月27日招集

第1回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和元年第1回狭山市農業委員会総会

令和2年1月27日（月曜日） 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後3時00分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
 - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 報告・協議事項
 - (1) 農地法第3条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後5時00分

本日の出席農業委員 13名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	3番 諸口秀敏
4番 古谷博	5番 細田幸司	6番 小林一洋
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番 荒井英郎	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 7名

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	小澤俊夫
平本洋章	小谷野義則	松村享子	

(本日の欠席推進委員 1名)

渡邊隆夫

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二 主幹 松尾直人

事務局 定時になりましたので、これより第1回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料
- ・資料3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願（写し）

席上に配付しました

- ・資料4 農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）への意見について（写し）
- ・資料5 農地法第3、5条の届出受理状況・
- ・資料6 農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイトの開設について（写し）
- ・資料7 令和2年度狭山市農業委員会運営委員会・事前審査会・総会日程表（案）
- ・資料8 第23期狭山市農業委員会名簿
- ・冊子「のうねん」
- ・農業新聞記事
- ・卒業旅行行程表（案）

となります。宜しいでしょうか。

なお、女性委員・推進委員には、令和元年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について、先日の三芳町で行われた研修に欠席された方には、研修資料をそれぞれ配付しています。宜しいでしょうか。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第1回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 【会長の挨拶】

局長 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第1回狭山市農業委員会総会を開催します。
なお、堀兼地区の渡邊推進委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出
がありましたので報告します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名
人を選任します。今回は、議席番号11番 荒井委員と12番 浅見委員にお願
いします。
これより議案の審議を行います。

議案第1号「農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）につい
て」を議題とします。

はじめに、各地区推進委員の活動報告を、最後に事務局より農用地利用集積計画
（案）について説明を求めます。

粕谷委員 今月は動けませんでした。

議 長 次に入曽地区仲川推進委員、お願いします。

仲川委員 繁忙期のため今月は動けませんでした。

議 長 続いて堀兼地区山下推進委員に報告願います。

山下委員 22日と23日に遊休農地の再確認を行いました。上赤坂については3筆、荒れ
た状況のままでしたが、それ以外は良好でした。

議 長 続いて、今年1月からという事ですが、堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 今、山下委員より指導していただいているので、来月からご報告したいと思いま
す。

議 長 続いて奥富地区平本推進委員に報告願います。

平本委員 管内の巡回をしました。

議 長 次に柏原地区小谷野推進委員、お願いします。

小谷野委員 車で巡回をしました。

議 長 次に松村推進委員、お願いします。

松村委員 訪問メモを持って2件、伺いました。造園屋の枝が捨てられていましたが、腐ら
せて有機農法をしていると言われました。春先になると草が繁茂するので注意し
てくださいと伝えて来ました。もう一軒は、自分の手に負えなければ、業者さん
にお願いしたらどうかと提案をしました。

議 長 次に、お手元の資料にあります、農地利用集積計画について、事務局より説明を
求めます。

事 務 局 今月は3件あります。1、2につきましては中新田、3については中間管理機構
であります、埼玉県農林公社となっております。

議 長 報告が終わりましたが、質疑はございますか。
（質疑なし）

議長 無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。

利用権設定についての採決について、質疑はございますか。

(質疑なし)

無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものといたします。
農業振興課に報告したいと思います。

次に、議案第2号「農地法第5条項の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小林委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中平野1448番の16、地目は畑、地積は合計301㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。申請者は、狭山市に移住する個人です。転用目的は、住宅敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とします。

議 長
荒井委員

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

議案番号2整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中平野1448番の18、地目は畑、地積は合計300㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。申請者は、狭山市に移住する個人です。転用目的は、自己用住宅建築です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12号に該当します。

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とします。

次の整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員

議案番号2整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字下窪1689番の18、1689番の20、地目は畑、地積は218㎡と、116㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい

小口委員

- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
上水道 なし 下水道 なし ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、東松山市に移住する個人です。転用目的は、自己用住宅建築です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とします。

次の整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

宮岡委員

議案番号2整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字的場374番の19、他1筆、地目は畑、地積は合計301㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。転用目的は、自己用住宅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

宮岡委員 理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

補足説明になりますが、今、理由書の中に374-19、374-22と、2筆の面積が出ましたが、300㎡以上ということで県から半分、自己負担で半分を取得するとのことでした。

議長 説明が終わりました。

なぜ2つに分けたのか、不老川の土地に売り渡す面積が112.5㎡、その代金をもって取得する面積が155㎡ということになります。155㎡県と3者で合わせた契約、146㎡は2者の契約となります。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とします。

次の整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

落合委員 議案番号2整理番号5について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字堀兼字平野172-4、他4筆、地目は畑、地積は合計5,683㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
上水道 なし 下水道 なし ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は農振農用地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、狭山市で不動産の事業を行っている法人です。転用目的は、農地改良です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

落合委員 理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適
- ・復旧の確実性 あり

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いたします。県の関係法令といたしまして、土砂の排出、堆積等の規制に関する条例ということで、法令の判断がされています。

議 長 説明が終わりました。

今回面積が非常に大きいですが、かさ上げの面積が図面を見ると30cmになっていますが決まりごとはあるのですか？

事務局 埼玉県農地改良の要綱があり、道路面や隣接する土地から30cm以内の必要な高さしか土を盛れない決まりがあります。隣接地に土が崩れて被害を及ぼさないような数値設定になっているようです。

議 長 隣接地主だけでなく市の道路関係にも相談はしていますか。

事務局 土砂の搬入についても道路管理者と協議するように話はしており、協議中となっています。先ほど、土砂条例の関係がありましたが、3000㎡を超える土地で土の移動をする場合は、県の西部環境事務所の許可が必要となるので、同時申請で行っています。

荒井委員 周りも畑のようですが、その畑だけが高くなるのですか？そういうことはよくあることなのですか？

事務局 そうです。後々揉め事が起こらないようにはじめに同意をもらうよう指導をしています。

議 長 田口委員、地域の状況のほうはどうなっていますか？

田口委員 生産意欲のある方は、やらざるを得ないと思います。この場所は水が湧き出る土地なので、20年前は皆、かさ上げをしていました。

古谷委員 許可申請と、届出の場合の違いを教えてくださいませんか？

事務局 農地改良は、面積と工期により、許可申請と、届出があります。1000㎡未満かつ工期1ヶ月以内は届出です。今回は面積5000㎡で、工期2ヶ月ですので許可申請となります。

議 長 質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、3,000㎡を超える案件なので、埼玉県農業会議常設審議委員会に諮り、その意見と共に県へ提出します。

議長 次に整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。
細田委員 議案番号2整理番号6について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字下奥富字金堀1136-1、地目は畑、地積は合計384㎡
です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
上水道 なし 下水道 なし ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起
中です。事業計画者は、狭山に居住する個人です。転用目的は、資材置場です。詳
細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されています
ので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相
当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とします。

次に、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題と
します。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (資料3の説明)

平成30年5月20日に地権者死亡により証明願が出されたもの。

議長 諸口委員、状況はどうか。

諸口委員 非常に管理よくしています。

事務局 平成24年に税法の改正があり、それまでは20年で納税猶予が切れましたが、
平成24年以降終身になりました。ただし、その土地を担い手農家に貸すことも

事務局 できるようになりました。

久保田委員 納税猶予を受けるのに、貸してもいいということですか。

事務局 納税猶予を受けている土地は貸すことができます。納税猶予を受ける土地は貸しては、認められません。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件を証明するかを、お諮りします

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『証明』します。

次に以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、協議・報告事項に移ります。

はじめに「農地中間管理事業における農地利用配分計画(案)への意見について」事務局の説明を求めます。

事務局 資料4「農地中間管理事業における農地利用配分計画(案)への意見について」議案第1号の農用地利用集積計画(案)整理番号3番に関連するもの。中間管理機構である埼玉県農林公社が株式会社へ利用配分する計画に地元農業委員会の意見を求められているもの。

議長 農業委員会も意見を付するのですか。農林公社が借りるときには、貸す相手を決めているわけですね。

事務局 何もなければ意見を付する必要はありません。農業委員会は市の部局ではないので告示ができないので、農業委員会は意見を付し、狭山市が告示行為を行って効力を発生させる。県のほうでも、埼玉県が告示をしています。

配分計画については、中間管理機構がまた貸しするような役割を持って行っています。最終的に利用するのは株式会社ですが、何か問題があるかと聞いています。すでにこの株式会社は借りてやっている経緯がありますので、それを考慮して問題があるのかないのか意見を決定したらよいと思います。

小口委員 熊谷のほうで、株式会社が絡む件があったと思いますが、それと今回の件は似ているのですか、それとも全く違う話ですか。

事務局 熊谷の件は農地転用の話なので、今回の農地を借りる話とは、全く別の話です。

古谷委員 株式会社について、過去に狭山での実績があるのかないのかを知りたいです。

事務局 圏央道の出口に、株式会社の配送センターがあるので、当初キャベツを作り自社で野菜を乾燥する話でした。1町歩ほどの土地が理想でしたが、天候不順や、水の工面が難航し、必ずしも当初計画しているものではなかったようです。ですが、柏原で野菜を作っている実績はあります。

議長 説明が終わりました。

ご意見等を受け付けます。

議 長 (質疑なし)
ご意見等、無いようですので、意見なしで回答してください。

次に、「農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について」、事務局から説明を求めます。

事務局 法第3条届出4件、全て相続(詳細は記載のとおりとする)
法第4条届出0件
法第5条届出2件 住宅敷地。(詳細は記載のとおりとする)

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)

質疑は無いようです。

次にその他について、事務局からなにかありますか。

事務局 資料6、農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイトの開設について、全国農業会議所より、情報提供がありましたので、お知らせします。

資料7、来年度の日程表(案)について。

資料8、小澤推進委員が新たに加わったので、改めて名簿を配付する。

冊子のうねん、農業新聞記事

令和元年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について

入間地方協議会研修資料、欠席者のみ配付。

次回総会の会場について、602会議室が確定申告の会場となるため、使用できない。来月は、会場が堀兼の農村環境改善センターとなります。

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)

質疑は無いようですので、これもちまして、第1回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。